

## 大阪府石油コンビナート等防災本部運営要綱 新旧対照表

現行要綱	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月22日大阪府条例第85号）第8条に基づき、大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 防災本部の会議（以下「会議」という。）は本部長が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>会議は、本部員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</u></p> <p>3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(災害対策本部等)</p> <p>第3条 大規模な災害が発生した場合、防災本部の円滑な運営を図るために、防災本部に各防災体制に応じ、大阪府石油コンビナート指令部、同警戒本部、同災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 災害対策本部等は、原則として府庁新別館北館1階に設置する。</p> <p>3 災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は本部長は必要に応じ指令部員又は<u>本部員</u>を招集する。</p> <p>(応援職員)</p> <p>第4条 本部長は、本部の所掌事務の遂行にあたって、関係機関の応援を要請することができる。</p> <p>(現地本部)</p> <p>第5条 災害の規模・態様により総合的な防災活動を実施する必要があるときは、本部長は、石油コンビナート等現地本部を設置するものとする。</p> <p>2 現地本部長は、災害発生后市町長又は主たる防災活動が海上である場合は、大阪海上保安監部長（関西国際空港地区（周辺地域）にあつては、関西空港海上保安航空基地長）をもって充てる。</p> <p>3 現地本部員は、災害現場において、防災活動を行う機関及び特定事業所の<u>本部員をもって充てる。</u></p> <p>(専決処分)</p> <p>第6条 本部長は、緊急を要した会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、防災本部の所掌事務について専決処分を行うことができる。</p> <p>2 本部長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大阪府石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年10月22日大阪府条例第85号）第8条に基づき、大阪府石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第2条 防災本部の会議（以下「会議」という。）は本部長が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>本部員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員に委任し、その者を会議に出席させることができる。</u></p> <p>3 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(災害対策本部等)</p> <p>第3条 大規模な災害が発生した場合、防災本部の円滑な運営を図るために、防災本部に各防災体制に応じ、大阪府石油コンビナート指令部、同警戒本部、同災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 災害対策本部等は、原則として府庁新別館北館1階に設置する。</p> <p>3 災害対策本部等を設置したときは、指令部長又は本部長は必要に応じ指令部員又は<u>本部員及び関係者</u>を招集する。</p> <p>(応援職員)</p> <p>第4条 本部長は、本部の所掌事務の遂行にあたって、関係機関の応援を要請することができる。</p> <p>(現地本部)</p> <p>第5条 災害の規模・態様により総合的な防災活動を実施する必要があるときは、本部長は、石油コンビナート等現地本部を設置するものとする。</p> <p>2 現地本部長は、災害発生后市町長又は主たる防災活動が海上である場合は、大阪海上保安監部長（関西国際空港地区（周辺地域）にあつては、関西空港海上保安航空基地長）をもって充てる。</p> <p>3 現地本部員は、災害現場において、防災活動を行う機関及び特定事業所の<u>本部員又は本部員の指名する者をもって充てる。</u></p> <p>(専決処分)</p> <p>第6条 本部長は、緊急を要した会議を招集するいとまがないと認めるとき、又は、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、若しくは軽易な事項については、防災本部の所掌事務について専決処分を行うことができる。</p> <p>2 本部長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。</p>

現行要綱	改正案
<p>(部会)</p> <p>第7条 防災本部に部会を置き、部会長が招集し議長となる。</p> <p>2 部会長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。</p> <p>3 部会長は、部会において調査し、又は審議した事項を本部長に報告しなければならない。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 防災本部の幹事をもって幹事会を組織する。</p> <p>2 幹事会は、本部長が招集する。</p> <p>3 幹事のうち若干名を常任幹事とし、本部長が指名する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 防災本部の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、昭和51年11月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、昭和62年11月30日から施行する。</p> <p>3 この要綱は、平成3年3月8日から施行する。</p> <p>4 この要綱は、平成9年5月7日から施行する。</p> <p>5 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>6 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>8 この要綱は、平成24年6月28日から施行する。</p> <p>9 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>10 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>11 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。</p>	<p>(部会)</p> <p>第7条 防災本部に部会を置き、部会長が招集し議長となる。</p> <p>2 部会長は、本部長が指名する本部員をもって充てる。</p> <p>3 部会長は、部会において調査し、又は審議した事項を本部長に報告しなければならない。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第8条 防災本部の幹事をもって幹事会を組織する。</p> <p>2 幹事会は、本部長が招集する。</p> <p>3 幹事のうち若干名を常任幹事とし、本部長が指名する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 防災本部の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。</p> <p>(附則)</p> <p>1 この要綱は、昭和51年11月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、昭和62年11月30日から施行する。</p> <p>3 この要綱は、平成3年3月8日から施行する。</p> <p>4 この要綱は、平成9年5月7日から施行する。</p> <p>5 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。</p> <p>6 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>7 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>8 この要綱は、平成24年6月28日から施行する。</p> <p>9 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>10 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>11 この要綱は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p>12 <u>この要綱は、平成30年1月29日から施行する。</u></p>